

「緑の銀行」から樹木無料配布

町の「緑の銀行」では、みどり豊かな生活環境づくりを推進するため、一般家庭や事業所などから寄贈していただいたものや町で育てた樹木を、町民の皆さんに無料で配布します。

配布を希望する方は、次のとおりお申し込みください。

申込期限 1月30日(金)必着

配布樹木 表のとおり

申込方法 希望樹木名、本数、住所、氏名、電話番号を明記して、必ず往復はがきでお申し込みください。

ただし、申込数は、1世帯、1種類につき2本以内、総数で4本を限度とします。

なお、往復はがきの返信には、住所、氏名を記入してください。

配布期間 3月2日(月)～6日(金) 10時～16時

配布場所 宮城野苗圃(案内図は返信はがきに記載します)

その他 申込が多い場合は、配布数を調整する場合があります。

申込・照会先 〒250-0398 環境整備部環境課 ☎85-9565

配布樹木一覧表

No	樹木名	本数	樹高(cm)
1	ベニサラサドウダン	10	70-110
2	ローバイ	20	90-150
3	西洋シャクナゲ	10	60-110
4	ヒメシャラ	10	120-220
5	マメザクラ	10	180
6	サザンカ	10	130-160
7	クロフネツツジ	10	120
8	サラサドウダンツツジ	10	170
9	イロハモミジ	10	120
10	キンモクセイ	10	120-170
合計		110	

中小企業の皆さんへ

中小企業庁では、中小・小規模企業を全力で応援します！

●**緊急保証の対象業種を698業種に拡大**
対象業種の方は、一般保証8千万円に加えて、別枠で8千万円(担保がある方は、一般保証2億円)に加えて、別枠で2億円)までの保証を利用できます。
※対象業種については、ホームページ(<http://www.chusho.meti.go.jp>)で確認してください。

●**セーフティネット貸付は、業種を問わず利用可能**

全業種の方が、4億8,000万円(中小企業の方)、4,800万円(小規模企業の方)まで利用できます。

照会先 関東経済産業局 産業部中小企業課 ☎048-600-0334(直) / 中小企業金融課 ☎048-600-0425(直)

民生委員児童委員・主任児童委員の紹介

1月1日現在、町には41人の民生委員児童委員と2人の主任児童委員がいます。民生委員児童委員は、地区内で暮らしに困っている方や、生活上いろいろな問題を抱えている方のお世話や相談に応じるほか、調査などの仕事を行います。

また、主任児童委員は、いじめ・虐待などの児童問題に関する相談援助活動や、学校・児童相談所などとの連絡・調整を行います。

なお、12月1日付けで湯本神明町地区担当の民生委員児童委員に高橋政江さんが委嘱されました。これに伴い湯本神明町(神明町支部)と湯本神明町(三枚橋支部)地区担当が変更になりました。

照会先 健康福祉課 ☎85-7790

箱根町民生委員児童委員名簿

[敬称略]

地域	氏名	電話	担当地区	地域	氏名	電話	担当地区
湯本	佐々木匡子	85-8181	神明町(神明町支部)	宮城野	勝俣賀寿代	82-2829	宮城野あすま(東・木賀・明星)
	高橋 政江	85-7524	神明町(三枚橋支部)		小川 道亞	82-3212	強羅第1組
	戸倉 正江	85-5978	//(前田支部, グランドマンション)		杉本 肇	82-3256	強羅第2、第3組
	前野 才美	85-5768	山崎		伊東 順一	82-3270	強羅第4、第5組
	児島 和子	85-7224	山崎		桐谷 綾子	82-2245	強羅第6組
	山谷 洋子	85-5831	仲町	鈴木 慶一	82-3718	二ノ平	
	角 尚保美	86-4252	仲町	小林 徳義	84-9130	下向	
	村上ちず子	85-5883	旭町	勝俣英美子	84-8670	上向5、6、7組、ゴルフ組	
	安藤美恵子	85-5746	湯場、滝通り	勝俣 晶子	84-8796	上向1、2、3組、中丸組	
	大木えみ子	85-5841	湯本茶屋	勝俣 充子	84-8007	大原	
温泉	柳澤 昌子	85-5061	塔之澤	石村かほる	84-8588	川向、大涌谷下湯、小塚	
	山田 君代	85-7469	須雲川	氏家 静江	84-8204	中筋	
	平塚めぐみ	85-6353	畑宿	市川 毅	84-7586	高原、イタリ	
	三谷 伸子	82-2817	宮ノ下1～4組	岡本 光代	84-5545	温泉荘、湖尻	
	芝 京子	82-5686	宮ノ下5～8組	大場佐知子	83-6241	元箱根神戸、富士見	
	安藤 健	82-2949	大平台1～6組	山本 房子	83-7777	芦之湯、駒ヶ岳の一部	
	上田 春江	82-3045	大平台7～13組	上村 愛	83-6384	元箱根大芝、駒ヶ岳の一部	
	加藤 修司	82-3175	小涌谷1～5組	川口 満子	83-6208	箱根西区	
	高波 節子	82-3821	小涌谷6～10組	笠原 政司	83-7201	箱根東区	
	宮城野	深谷記代子	87-6400	宮城野うすい	主任児童委員	菊川 朋子	85-5439
星野 洋子		82-1376	宮城野さくら1組・2組	折橋みどり		82-2654	全地域
瀬戸 豊文		82-2551	宮城野さくら3組、あすま(本町)				

町観光産業融資利子補給金(USJF)

町内で観光事業を営んでいる中小企業者が、金融機関から借り入れた事業性設備資金の利子額の一部を補助しています。

受給要件

- ・観光産業関連業種
- ・町内で2年以上継続して事業を営む中小企業者
- ・町税などの滞納がないこと

対象資金

- ・町内金融機関より融資を受けた事業性設備資金1千万円以上
- ・返済期間 10年以上

補助内容

- ・年間利子額の1%
- ・上限5万円
- ・補助期間3年間
- ※平成20年4月1日から12月末日までに支払った利子について、1月中に申請を受け付けます。

照会先

- ・町内金融機関
- ・観光課 ☎85-7410

退職金共済制度加入奨励補助金の申請を

今回の申請は後期分(7～12月)ですが、前期分(1～6月)と一括申請できます。

申請期間 1月15日(木)～30日(金)

申請方法 観光課または出張所にある申請用紙に記入、押印のうえ、提出してください。

対象共済制度

- ・中小企業退職金共済制度
- ・小田原箱根商工会議所特定退職金共済制度
- ・箱根温泉観光産業従業員退職金共済制度

補助要件

- ・町内で1年以上継続して事業を営むものであること
- ・町税などの滞納がないこと

補助額

- (1) 1か月あたり1人150円
- (2) 掛金2,000円未満の場合150円
- (3) 掛金2,000円以上の場合300円

照会先

- ・観光課 ☎85-7410

石綿(アスベスト)健康被害者の「遺族の皆さまへ」

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律(改正石綿救済法)が12月1日から施行されました。この改正により、次の点が変更されました。

特別遺族給付金の請求期限の延長
平成24年3月27日までに延長されました。

「広域証明発行サービス」をご利用ください!

仕事や学業など昼間、お住まいの市町で証明書の交付が受けられない方のために、最寄りの行政窓口(小田原市・大井町)で次の証明書などの交付を受けられるサービスを10月1日から開始していますので、ご利用ください。

- 特別遺族給付金の支給対象の拡大
(1)平成18年3月26日までに亡くなった労働者(または特別加入者)の遺族の方へと拡大されました。
- (2)労働者が亡くなった時期により支給対象となる給付が異なります。
- 請求手続きなどの詳細につきましては、お問い合わせください。
- 相談・照会先**
・神奈川県労働局労災補償課 ☎0445-211-7355
・小田原労働基準監督署 ☎0465-22-7151

◎サービス概要(小田原市・大井町・箱根町に住所を有する人に限ります)

次の証明書などがとれます	次の人が請求できます
住民票の写し ※住民票の除票は除きます。	・本人および同一世帯の人 ※除票者は除きます。
印鑑登録証明書	・本人および同一世帯の人
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) ※小田原市、大井町、箱根町に本籍がある方に限ります。 ※除籍・改製原戸籍は除きます。	小田原市、大井町、箱根町のいずれかに住民登録または外国人登録がある人のうち ・本人および同一戸籍の人 ・戸籍の記載により現在、配偶者であることが確認できる外国人の方 ※除籍者は除きます。

※代理人による請求、第三者からの請求、公用の請求は受け付けません。

※請求の際は、本人確認書類(運転免許証・パスポート・住基カード・健康保険証など)を持参してください。

※印鑑登録証明書を請求の場合は、印鑑登録証も持参してください。

受付日	毎日(土・日曜日・祝日、12月29日から1月3日までは除きます)
受付時間	8時30分～17時
手数料	交付請求した住民の住所地・本籍地の市町の手数料条例に基づく金額
取り扱い窓口	小田原市・大井町・箱根町の本庁舎とアークロード市民窓口(小田原駅)

照会先 庶務課総合窓口 ☎85-7160